

### Ⅲ 調査結果の概要

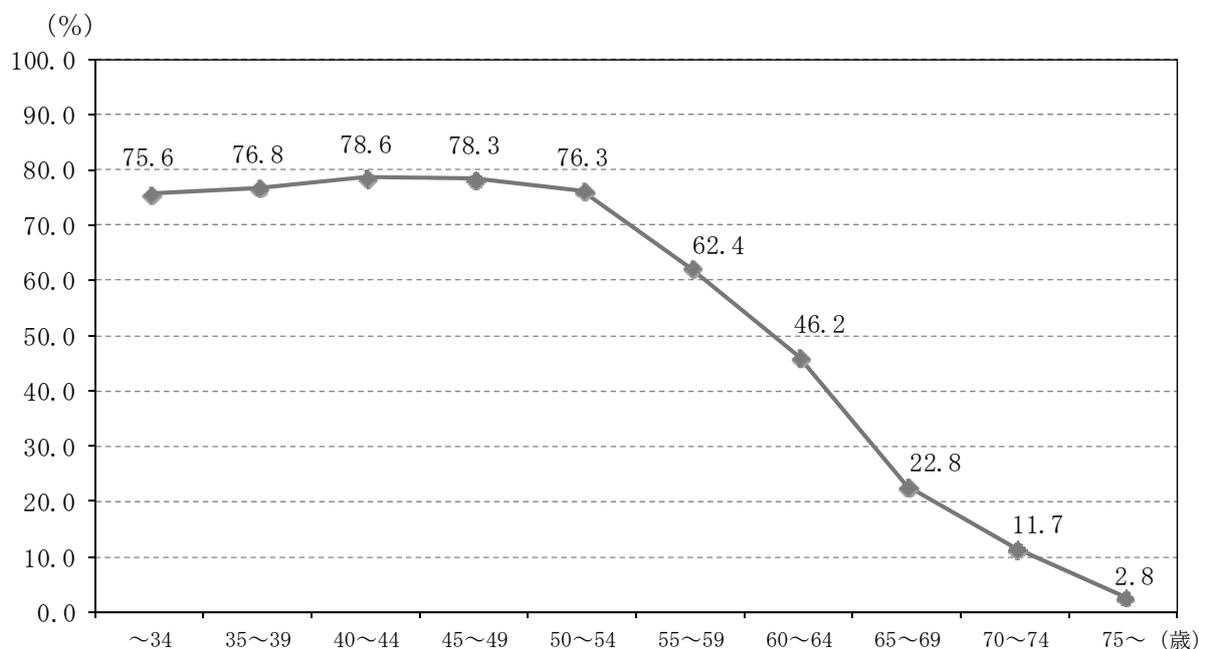
#### 1. 就業状況

##### (1) 就業率

年齢階級別に受給者の就業率をみると、55歳未満の各階級ではいずれも70%台後半となっており、55歳以上の階級では、年齢が上がるにつれて就業率が下がる傾向にある。

また、制度別に年齢計の就業率をみると、「厚生年金のみ」で12.9%、「厚生年金と基礎年金の両方」で76.3%、「基礎年金のみ」で79.3%、「寡婦年金」で63.3%となっており、受給者の9割近くが65歳以上である「厚生年金のみ」と、受給者のほぼ全体が65歳未満である「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」で、年齢計の就業率に差が出ている。

第Ⅲ－1図 年齢階級別 就業率（制度計）



第Ⅲ－2表 制度別・年齢階級別 就業率

	計	～44	45～54	55～64	65～74	75～	65歳未満 (再掲)
計	14.3	77.7	77.1	51.5	16.3	2.8	58.0
厚生年金のみ	12.9	78.9	76.0	50.9	16.3	2.8	55.1
厚生年金と基礎年金の両方	76.3	76.6	78.7	57.5	-	-	76.6
基礎年金のみ	79.3	79.7	80.8	55.0	-	-	79.3
寡婦年金	63.3	・	・	63.3	・	・	63.3

(単位：%)

## (2) 仕事の内容、就業時間及び労働収入

就業している者について仕事の内容を制度別にみると、いずれの制度においても「臨時・パート等」が最も多く、「厚生年金のみ」で50.1%、「厚生年金と基礎年金の両方」で56.6%、「基礎年金のみ」で48.6%、「寡婦年金」で47.9%と、おおむね50%前後を占める結果となっている。

また、受給者の大半が65歳以上である「厚生年金のみ」及び受給者の全体が60歳～64歳である「寡婦年金」では「自営業主」または「自営業主の家族従業者」の割合が、受給者のほぼ全体が65歳未満である「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では「常勤の会社員・公務員等」の割合が、比較的高くなっており、各制度における受給者の特性の違いを反映した結果となっている。

第Ⅲ－3表 制度別・仕事の内容別 構成割合

	仕事の内容						
	計	常勤	臨時	自営	家族従業者	その他	不詳
計	100.0	15.9	50.5	13.8	5.9	8.1	5.7
厚生年金のみ	100.0	14.3	50.1	14.4	6.3	8.7	6.2
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	31.5	56.6	5.5	1.2	3.8	1.5
基礎年金のみ	100.0	35.8	48.6	6.0	2.8	4.8	2.1
寡婦年金	100.0	4.8	47.9	28.1	12.0	3.3	3.9

次に、就業している者について1週間あたりの就業時間を制度別にみると、「厚生年金のみ」では「0～10時間」が25.6%と最も多く、次いで「10～20時間」が20.5%となっている。

また、「常勤の会社員・公務員等」の割合が比較的高い「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では「30～40時間」がそれぞれ28.0%、30.2%と最も多く、次いで「40～時間」がそれぞれ22.5%、26.7%となっており、1週間あたりの就業時間が30時間以上である受給者が全体の50%以上を占める結果となっている。「寡婦年金」では「0～10時間」が20.5%と最も多くなっているが、各階級でおおむね同程度の割合となっている。

第Ⅲ－4表 制度別・就業時間別 構成割合

	1週間あたり就業時間						
	計	0～10	10～20	20～30	30～40	40～	不詳
計	100.0	24.8	19.6	17.7	20.0	12.9	5.1
厚生年金のみ	100.0	25.6	20.5	17.7	19.0	11.6	5.6
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	19.2	11.5	17.7	28.0	22.5	1.2
基礎年金のみ	100.0	14.7	10.1	16.6	30.2	26.7	1.8
寡婦年金	100.0	20.5	19.9	20.2	19.7	17.0	2.7

さらに、就業している者について前年1年間の労働による収入をみると、「厚生年金のみ」及び「寡婦年金」では「～100万円」がそれぞれ48.8%、51.2%と最も多く、次いで「100～200万円」がそれぞれ29.6%、34.2%となっている。また、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では「100～200万円」がそれぞれ35.8%、36.4%と最も多く、次いで「～100万円」がそれぞれ33.5%、26.9%となっている。

第Ⅲ－５表 制度別・本人の労働による収入額階級別 構成割合

	本人の労働による年間収入（万円）							
	計	～100	100～200	200～300	300～500	500～850	850～	不詳
計	100.0	47.2	30.3	11.1	6.6	2.8	0.4	1.5
厚生年金のみ	100.0	48.8	29.6	10.7	6.2	2.6	0.4	1.7
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	33.5	35.8	15.3	10.9	3.5	0.2	0.7
基礎年金のみ	100.0	26.9	36.4	15.4	12.7	8.1	-	0.6
寡婦年金	100.0	51.2	34.2	9.4	2.6	1.0	1.0	0.5

(3) 働いていない理由

就業していない者についてその理由を年齢階級別にみると、「働きたいが、働く場がない」と答えた者の割合は、「～44歳」で23.4%、「45～54歳」で27.0%、「55～64歳」で27.8%、「65～74歳」で23.0%、「75～歳」で3.9%となっており、75歳未満の各階級と75歳以上で差が出ている。一方、「特に働く必要がない」と答えた者の割合は、「～44歳」で3.8%、「45～54歳」で7.1%、「55～64歳」で12.2%、「65～74歳」で15.7%、「75～歳」で21.1%となっており、年齢が上がるにつれて増加する傾向にある。また、「働きたいが、働く場がない」または「働くことができない（育児・病気等のため）」と答えた者の割合は、「～44歳」で72.2%、「45～54歳」で66.0%、「55～64歳」で61.3%、「65～74歳」で54.4%、「75～歳」で36.1%と、年齢が上がるにつれて減少する傾向にある。

第Ⅲ－６表 制度別・働いていない理由別 構成割合

	働いていない理由					
	計	働く場がない	働く必要がない	育児・病気等	その他	不詳
計	100.0	10.1	19.1	32.2	28.6	10.0
～44	100.0	23.4	3.8	48.8	19.4	4.6
45～54	100.0	27.0	7.1	39.0	23.3	3.6
55～64	100.0	27.8	12.2	33.5	21.9	4.7
65～74	100.0	23.0	15.7	31.4	21.8	8.1
75～	100.0	3.9	21.1	32.2	31.6	11.2

## 2. 被保険者の死亡に伴う受給者の就業状況の変化

被保険者の死亡に伴う受給者の就業状況の変化を、被保険者死亡時の受給者の年齢階級別にみると、「被保険者死亡前に仕事あり」の者については、年齢が上がるにつれて「転職した」の割合が減少し、「辞職した」の割合は増加する傾向にある。さらに、転職した者についてその目的をみると、「収入増加の目的」で転職した者の割合は、年齢の低い階級ほど高くなる傾向にある。

また、「被保険者死亡前に仕事なし」の者については、年齢が上がるにつれて「就職した」の割合が減少し、「無職のまま」の割合は増加する傾向にある。

第Ⅲ－7表 被保険者死亡時の受給者の年齢階級別・被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別 構成割合（制度計）

被保険者死亡時の受給者年齢	被保険者の死亡に伴う就業状況の変化										
	計	被保険者死亡前に仕事あり							被保険者死亡前に仕事なし		
		計	転職した			仕事を 変えて いない	辞職した	計	就職した	無職の まま	
			収入増加 の目的	それ以外 の目的	不詳						
計	100.0	38.2	6.9	3.3	2.9	0.7	22.8	8.6	61.8	4.6	57.1
							(単位：%)		(単位：%)		
～34	100.0	47.8	22.3	13.5	4.9	3.8	23.1	2.5	52.2	41.1	11.0
35～44	100.0	67.6	29.9	17.2	9.3	3.3	33.3	4.4	32.4	21.0	11.5
45～54	100.0	68.1	15.8	6.8	7.7	1.2	42.7	9.7	31.9	7.7	24.2
55～64	100.0	49.2	5.6	2.1	3.1	0.4	30.6	12.9	50.8	2.4	48.4
65～	100.0	18.2	0.5	0.2	0.2	0.1	10.7	7.0	81.8	0.3	81.5

次に、被保険者の死亡に伴う受給者の就業状況の変化を、被保険者死亡前の受給者の就業状況別にみると、被保険者死亡前に「仕事あり」の者については、いずれの仕事においても「仕事を变えていない」が最も多く、仕事全体で59.5%となっている。また、「転職した」の割合は「臨時・パート等」で23.2%と、他の仕事に比べて高くなっており、うち「収入増加の目的」は13.4%となっている。被保険者死亡前に「仕事なし」の者については、9割以上が「無職のまま」となっている。

第Ⅲ－8表 被保険者の死亡前の就業状況別・被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別 構成割合（制度計）

被保険者死亡前の就業状況	被保険者の死亡に伴う就業状況の変化									
	計	転職した			就職した	辞職した	仕事を 変えて いない	無職の まま		
		収入増加 の目的	それ以外 の目的	不詳						
計	100.0	18.0	8.6	7.6	1.8	・	22.5	59.5	・	
仕事あり	常勤	100.0	18.7	4.7	12.4	1.6	・	19.0	62.3	・
	臨時	100.0	23.2	13.4	8.4	1.4	・	22.3	54.5	・
	自営	100.0	7.0	1.4	3.0	2.6	・	20.0	73.0	・
	家族従業者	100.0	10.3	4.2	4.4	1.7	・	28.4	61.3	・
	その他	100.0	18.7	12.6	2.9	3.2	・	23.5	57.7	・
仕事なし	100.0	・	・	・	・	7.5	・	・	92.5	

### 3. 世帯の状況

#### (1) 世帯類型

受給者の世帯類型をみると、「厚生年金のみ」では「単身世帯」が47.5%と全体のほぼ半数を占め、次いで「本人と子の世帯」が31.5%となっている。

また、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では、加給対象者となる子がいることが遺族基礎年金の受給要件となることから、「単身世帯」及び「本人と親の世帯」はなく、「本人と子の世帯」がそれぞれ78.5%、74.2%と最も多く、次いで「本人と親、子の世帯」がそれぞれ16.0%、18.6%となっている。「寡婦年金」では「本人と子の世帯」が39.8%と最も多く、次いで「単身世帯」が31.3%となっている。

第Ⅲ－9表 制度別・世帯類型別 構成割合

	計	単身	本人と子	本人と親、子	本人と親	その他	不詳
計	100.0	46.5	32.4	1.5	1.0	15.8	2.7
厚生年金のみ	100.0	47.5	31.5	1.2	1.0	16.0	2.8
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	・	78.5	16.0	・	3.9	1.6
基礎年金のみ	100.0	・	74.2	18.6	・	5.6	1.6
寡婦年金	100.0	31.3	39.8	5.3	5.1	16.4	2.1

#### (2) 有業人員数

受給者世帯の有業人員数をみると、「厚生年金のみ」では「0人」が46.1%と最も多く、次いで「1人」が29.0%となっている。一方、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では、「厚生年金のみ」と比べて受給者本人の就業率が高いため、「0人」は比較的少なく、それぞれ18.2%、15.1%となっている。最も多いのはいずれも「1人」で、それぞれ63.6%、63.6%となっており、次いで「厚生年金と基礎年金の両方」では「0人」が18.2%、「基礎年金のみ」では「2人」が16.5%となっている。また、「寡婦年金」では「1人」が37.2%と最も多く、次いで「2人」が35.4%となっている。

第Ⅲ－10表 制度別・有業人員数別 構成割合

	計	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
計	100.0	45.4	29.8	17.7	5.6	1.3	0.3	0.0
厚生年金のみ	100.0	46.1	29.0	17.7	5.6	1.3	0.3	0.0
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	18.2	63.6	15.3	2.4	0.6	-	-
基礎年金のみ	100.0	15.1	63.6	16.5	4.1	0.4	0.3	-
寡婦年金	100.0	13.3	37.2	35.4	12.8	1.3	-	-

### (3) 世帯収入

受給者世帯の年間収入（年金を含む）について制度別に中央値をとると、遺族年金受給額の水準が高く、受給者本人の就業率も高い「厚生年金と基礎年金の両方」で最も高く、265万円となっており、次いで「基礎年金のみ」で254万円となっている。また、「厚生年金のみ」では200万円、「寡婦年金」では188万円となっており、各制度における遺族年金受給額の水準及び受給者本人の就業状況等を反映した結果となっている。

なお、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」については、遺族基礎年金の受給額だけで100万円を超えるため、「～100万円」の階級に属する者はいない。

第Ⅲ－11表 制度別・世帯の収入総額階級別 構成割合

	1年間の世帯収入総額（万円）								
	計	～100	100～200	200～300	300～500	500～850	850～	不詳	中央値 (万円)
計	100.0	8.4	36.6	20.3	13.1	8.5	3.8	9.3	201
厚生年金のみ	100.0	8.4	36.8	20.2	12.9	8.4	3.9	9.4	200
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	・	28.4	29.7	26.5	10.1	1.7	3.6	265
基礎年金のみ	100.0	・	33.4	27.4	21.9	12.0	2.2	3.1	254
寡婦年金	100.0	25.9	22.7	16.6	16.7	8.0	2.8	7.3	188

### (4) 世帯の主要な収入源

受給者世帯の主要な収入源をみると、「厚生年金のみ」では「自己の年金」のみの割合が最も多く、50.2%と全体の半数以上を占めており、次いで「自己の年金と子供の収入」が13.7%となっている。また、主要な収入源に「自己の年金」を含む者の割合は、全体の7割以上となっている。

受給者本人の就業率が比較的高い「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では、「自己の年金と自己の労働収入」がそれぞれ36.5%、33.0%と最も多く、これに「自己の年金」のみの割合及び「自己の労働収入」のみの割合をそれぞれ加えると、いずれも全体の8割以上を占める結果となっており、遺族基礎年金受給者の世帯における収入源の中心は、「自己の年金」及び「自己の労働収入」となっている。

また、他の制度に比べて年金額が低い「寡婦年金」では、「自己の労働収入」のみの割合が20.7%と最も多く、次いで「子供の収入」のみの割合が15.6%となっており、主要な収入源に「自己の年金」をあげた者の割合は、他の制度と比べて小さくなっている。

第Ⅲ－12表 制度別・世帯の主要な収入源別 構成割合

		計	厚生年金のみ	厚生年金と 基礎年金の両方	基礎年金のみ	寡婦年金
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		(単位：%)				
主要な収入源が1つ	自己の年金	49.5	50.2	26.4	18.0	10.2
	自己の労働収入	3.6	3.2	19.3	29.3	20.7
	子供の収入	10.9	11.0	0.6	0.6	15.6
	子供以外の親族の収入	0.9	0.9	0.7	1.5	1.0
	財産収入	0.8	0.8	0.7	1.2	3.1
	生活保護費	0.2	0.2	0.2	1.2	0.4
	その他	1.3	1.3	1.7	1.3	1.8
主要な収入源が2つ	自己の年金と自己の労働収入	5.5	4.9	36.5	33.0	12.9
	自己の年金と子供の収入	13.4	13.7	1.3	1.0	8.4
	自己の年金と子供以外の親族の収入	1.1	1.1	2.0	2.0	0.5
	自己の労働収入と子供の収入	0.6	0.6	0.4	1.1	9.8
	自己の労働収入と子供以外の親族の収入	0.1	0.1	1.0	2.0	0.8
	自己の年金と財産収入	2.7	2.7	1.2	1.0	2.9
	自己の年金と生活保護費	0.2	0.2	0.4	0.5	0.7
	その他の組合せ	3.4	3.3	5.6	4.8	7.8
	不詳	5.6	5.7	2.1	1.5	3.4

注：複数回答である（主なもの2つまで回答）。

### (5) 世帯支出

受給者世帯の1か月あたりの支出額をみると、いずれの制度においても「10～20万円」が最も多く、「厚生年金のみ」で50.1%、「厚生年金と基礎年金の両方」で43.5%、「基礎年金のみ」で46.9%、「寡婦年金」で46.1%と、全体の半数近くを占める結果となっている。

また、受給者世帯の1か月あたりの支出額について制度別に中央値をとると、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」でそれぞれ20.3万円、19.3万円と比較的高く、「厚生年金のみ」及び「寡婦年金」でそれぞれ15.9万円、14.7万円と比較的低くなっており、各制度における受給者世帯の収入総額の状況等を反映する結果となっている。

第Ⅲ－13表 制度別・世帯の支出額階級別 構成割合

	1 か月あたりの世帯の支出額 (万円)								
	計	～10	10～20	20～30	30～40	40～50	50～	不詳	中央値 (万円)
計	100.0	15.3	49.9	19.1	6.5	2.2	1.2	5.8	16.0
厚生年金のみ	100.0	15.4	50.1	18.7	6.4	2.3	1.2	5.9	15.9
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	4.0	43.5	37.5	10.2	1.9	0.5	2.4	20.3
基礎年金のみ	100.0	5.6	46.9	32.6	8.7	2.6	1.0	2.5	19.3
寡婦年金	100.0	22.1	46.1	18.0	5.6	1.4	1.4	5.3	14.7

(6) 生活保護の状況

遺族年金受給者のうち、生活保護を受給している者の割合をみると、制度全体で1.1%となっている。なお、平成21年度の保護率（日本における生活保護受給人口の全人口に対する割合）は約1.4%となっている。

第Ⅲ－14表 制度別・生活保護の受給の有無別 構成割合

	生活保護の受給状況			
	計	受給している	受給していない	不詳
計	100.0	1.1	95.6	3.3
厚生年金のみ	100.0	1.1	95.5	3.4
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	1.0	97.7	1.3
基礎年金のみ	100.0	2.3	96.7	1.0
寡婦年金	100.0	1.8	95.9	2.3

(参考) 保護率（日本における生活保護受給人口の全人口に対する割合）1.38%

出典：平成21年度福祉行政報告例

#### 4. 住居の状況

受給者の住宅の種類を受給者の年齢階級別にみると、いずれの年齢階級においても「持ち家」の割合が最も多く、55歳以上の階級ではおおむね全体の8割程度を占めている。また、年齢が上がるにつれて「持ち家」の割合は増加し、逆に「民間賃貸住宅」の割合は減少する傾向にある。

第Ⅲ－15表 年齢階級別・住宅の種類別 構成割合（制度計）

	住 宅 の 種 類							
	計	持ち家	民間賃貸住宅	給与住宅	都市再生機構等	公営住宅	借間・その他	不詳
計	100.0	79.9	6.1	0.2	2.3	3.8	5.4	2.4
～34	100.0	48.7	24.7	0.6	0.9	8.8	16.2	-
35～44	100.0	64.4	15.0	0.5	1.3	6.7	11.9	0.4
45～54	100.0	77.0	10.4	0.3	1.3	4.6	5.4	0.8
55～64	100.0	82.6	7.1	0.2	1.3	4.3	3.5	1.0
65～74	100.0	80.3	7.5	0.3	3.1	5.0	2.5	1.4
75～	100.0	79.7	5.0	0.1	2.2	3.1	6.8	3.1

次に、持ち家以外の者について1か月あたりの家賃を住宅の種類別にみると、「社宅・公務員住宅等の給与住宅（寮）」、「地方公共団体の公営住宅」及び「借間・その他」では「0～2万円」が最も多く、それぞれ51.4%、57.5%、29.8%となっている。また、「民間賃貸住宅」及び「都市再生機構・公社等の賃貸住宅」では「4～6万円」が最も多く、それぞれ35.0%、30.7%となっている。

第Ⅲ－16表 住宅の種類別・1か月あたりの家賃別 構成割合

	1 か月あたりの家賃（万円）									中央値 （万円）
	計	0～2	2～4	4～6	6～8	8～10	10～15	15～	不詳	
計	100.0	25.9	23.4	20.5	12.2	3.9	3.9	0.8	9.4	3.6
民間賃貸住宅	100.0	5.6	25.0	35.0	21.2	6.2	5.4	0.2	1.4	5.1
給与住宅	100.0	51.4	15.3	21.6	0.3	0.4	0.3	-	10.8	1.4
都市再生機構等	100.0	17.2	18.6	30.7	16.4	9.0	6.0	0.7	1.4	4.9
公営住宅	100.0	57.5	35.6	5.0	1.4	-	-	-	0.5	1.8
借間・その他	100.0	29.8	15.4	10.7	8.1	1.9	4.0	2.1	28.0	2.7